

重要事項説明書

本説明書の内容を十分にお読みください。

本説明書は、電気事業法および同法施行規則ならびに特定商取引法および同法施行規則にもとづき交付するものです。

電気供給契約に関する重要事項説明書 市場電力プラン

お客さまが、株式会社 Qvou（以下「当社」といいます。）に電気使用の申し込みをしていただくにあたり、当社が電気事業法にもとづき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は次のとおりです。なお、電気の供給および使用に関する契約（以下「本供給契約」といいます。）の詳細は、電気供給約款（市場電力プラン）（以下「本供給約款」といいます。）ならびにその別紙の実施要綱（電灯）（以下「実施要綱（電灯）」といいます。）および実施要綱（動力）（以下「実施要綱（動力）」といい、実施要綱（電灯）と併せて「実施要綱」といいます。）に定めています。

1. 電気使用の申し込み電気供給契約の成立および契約期間

(1)申込方法

あらかじめ本供給約款および実施要綱その他本供給契約の条件（以下「本供給約款等」といいます。）を承諾の上、当社が必要とする事項を明らかにし、当社所定の Web ページ上の様式または電話により申し込みをしていただきます。

(2)本供給契約の申し込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものとします。

イ 支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、需要場所、料金の支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が提供することがあること。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）において定める需要家等に関する事項を遵守すること。

ハ 本供給契約にもとづきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、託送約款等に基づく接続供給のために当該一般送配電事業者等が必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に当社が情報を提供すること。

(3)当社への電気供給契約のお申し込み後に、お客さまが、計量器の取り外し、スマートメーターではない旧計器メーターへの変更、またはスマートメーターの通信機能の取り外し等を行った場合は、当社は、電気供給契約のお申し込みをお断りすることがあります。

(4)契約期間

イ 本供給契約の契約期間は、料金適用開始の日から、お客さまが当社以外の小売電気事業者から新たに電気の供給を受ける日の前日までといたします。

ロ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

2. 供給開始予定日

(1)他社からの切替えの場合

原則として、従前の小売電気事業者（以下「旧小売電気事業者」といいます。）との解約や当該一般送配電事業者等との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の、当該一般送配電事業者等の託送約款等に定める検針日（次回検針日または次々回検針日）とします。

(2)お引っ越しの場合（新たに電力供給を受ける場合）

お客さまが申込時に申し出た希望される日または、別途当社とお客さまとの間で協議の上当該一般送配電事業者等と協議をした日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で電気の使用を開始し、後に当社と電気供給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

3. 電気料金

市場電力プランには電灯（主に一般家庭で使用（100V・200V））と動力（主に店舗や工場などで使用（200V））の二種類の電力プランがあり、それぞれの電気料金は、次の計算方法が適用されます。料金の詳細については実施要綱をご確認ください。

1 電灯

電気料金（電灯）＝①電力量料金＋②託送料金相当額＋③容量拠出金相当額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①電力量料金

電力量料金は、電源料金およびサービス料の合計といたします。

(a)電源料金

電源料金は、次の算式にもとづき計算された金額といたします。エリアプライスは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）の 30 分毎のスポット市場価格の変動に応じて自動的に変動します。1 月の電源料金の合計金額を 1 月の使用電力量で割り戻した電源単価が、当社が定める上限単価を上回る場合、当社は、上限使用量と 1 月の使用電力量のいずれか小さい値（以下「対象使用量」といいます。）を上限に、当社は電源単価から上限単価を差し引いた差額金額に対象使用量を乗じた金額を、電気料金と相殺、もしくは当社が合理的と判断する方法を用いてお客さまに還元します。

各電力エリアの上限単価および上限使用量は別紙のとおりです。

【式】

お客さまの 30 分毎の電力使用量×{その 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率）×消費税率}

エリアプライス

お客さまの需要場所の存する電力エリアにおけるJEPXの 30 分毎のスポット市場価格をいいます。

算出に用いる各エリアプライスは全て税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。なお、JEPXが緊急の事由により取引停止となった場合、当該取引停止の期間中はJEPXが公表するインバランス等料金単価、またはそれに準じた合理的な単価を適用いたします。緊急の事由とは、天災地変、経済状況の激変、通信回線・通信機器・インターネット・コンピューターシステムの障害、その他やむを得ない事由をいいます。

エリア損失率

当該一般送配電事業者等が託送約款等に定める損失率を指します。

なお、当該一般送配電事業者等の定める託送約款等が改定された場合、当社は次の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の実施要綱（電灯）に記載する損失率にもとづき、電源料金が計算されるものとします。

各電力エリアのエリアプライスおよびエリア損失率は別紙のとおりです。

各電力エリアの30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率）から算出した値は、小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

(b) サービス料

サービス料は、使用電力量1kWh につき6.3円（消費税等相当額込）とします。

② 託送料金相当額

(a) 託送料金相当額算定式

託送料金相当額は、次の算式によって算定された値といたします。

託送料金相当額＝託送基本料金相当額＋託送従量料金相当額

(b) 託送基本料金相当額

託送基本料金相当額は、その月の契約電力に当社で電気供給契約を締結された需要場所の供給地点設備情報照会上の契約決定方法に従い、託送基本料金相当単価を適用いたします。需要場所の供給地点設備情報照会上の契約種別は、当社との電力供給開始後に送付する「契約締結後書面」よりご確認ください。

託送基本料金相当額＝託送基本料金相当単価 × 契約電力（※）

託送基本料金相当単価は別紙のとおりです。

月間使用量が 0kWh の場合の託送基本料金相当単価は、半額となります。

※ お客さまの需要場所の供給地点設備情報照会上の契約決定方法が実量契約である契約（以下「実量契約」といいます。）以外の場合の契約電力（以下「本電力」といいます。）は、供給地点設備情報照会上の契約電流または契約容量といたします（以下、供給地点設備情報照会上の契約決定方法がアンペアブレーカー契約である契約を「SB契約」、供給地点設備情報照会上の契約決定方法が主開閉器契約である契約を「主開閉器契約」といいます。）。本電力が、供給地点設備情報照会上の契約電流または契約容量である場合、契約電力は、以下の当社の定める計算方法にもとづき換算したものといたします。ただし、換算の結果が小数点以下となり割り切れない場合は、適用する契約電力は小数点第1位までといたします。以下、契約電力について同様とします。

契約電流：10アンペア＝1キロワット

契約容量：1キロボルトアンペア＝1キロワット

(c) 託送従量料金相当額

託送従量料金相当額はその月の使用電力量に託送従量料金相当単価を適用いたします。

託送従量料金相当額＝託送従量料金相当単価×使用電力量

託送従量料金相当単価は別紙のとおりです。

③ 容量拠出金相当額

(a) 容量拠出金相当額算定式

容量拠出金相当額は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、容量拠出金相当額の単位は、1銭とし、その端数は、切り捨ていたします。

容量拠出金相当額＝容量拠出金相当単価（電灯）×契約電力

各電力エリアの容量拠出金相当単価（電灯）は別紙のとおりです。

(b)容量拠出金相当額の適用

容量拠出金相当額算定式および容量拠出金相当単価は定期的に改定することがあります。時期等については当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

④再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気供給約款（市場電力プラン）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）のとおりといたします。

2 動力

電気料金（動力）＝①基本料金＋②電力量料金＋③再生可能エネルギー発電促進賦課金＋④容量拠出金相当額

①基本料金

基本料金は、「動力標準接続送電サービス」の基本料金にもとづきます。なお、当該一般送配電事業者等の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は次の基本料金を変更することがあります。この場合、基本料金の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本別紙に記載する基本料金にもとづき、料金が計算されるものとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、次の50%相当額といたします。

基本料金の詳細は実施要綱（動力）をご確認ください。

②電力量料金

電力量料金は、電源料金および固定従量料金の合計といたします。

(a)電源料金

電源料金は、各電力エリアのエリアプライスをエリア損失率で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。エリアプライスは、一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格の変動に応じて毎月自動的に変動します。この変動に上限はありません。

【式】

お客さまの 30 分毎の電力使用量×{その 30 分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)×消費税率}

エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します

算出に用いる各エリアプライスおよびシステムプライスは全て税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

エリア損失率

当該一般送配電事業者等が託送約款等に定める損失率を指します。

なお、当該一般送配電事業者等の定める託送約款等が改定された場合、当社は次の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の実施要綱（動力）に記載する損失率にもとづき、電源料金が計算されるものとします。

(b)固定従量料金

固定従量料金は、各エリアの当該一般送配電事業者等の託送約款等で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した託送費と、サービス料を合計した固定従量料金単価に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。

なお、当該一般送配電事業者等の定める託送約款等が改定された場合、当社は次の託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の実施要綱（動力）に記載する託送費にもとづき、固定従量料金が計算されるものとします。

各電力エリアの固定従量料金単価は別紙のとおりです。

③再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気供給約款（市場電力プラン）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）のとおりといたします。

④容量拠出金相当額

(a)容量拠出金相当額算定式

容量拠出金相当額は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、容量拠出金相当額の単位は、1銭とし、その端数は、切り捨ていたします。

容量拠出金相当額＝容量拠出金相当単価（動力）× 契約電力

各電力エリアの容量拠出金相当単価（動力）は別紙のとおりです。

(b)容量拠出金相当額の適用

容量拠出金相当額算定式および容量拠出金相当単価は定期的に改定することがあります。時期等については当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

4. 電気ご使用量の計量や電気料金の算定方法等

(1)料金算定期間の使用量は、当該一般送配電事業者等が託送約款等にもとづき計量した値を用いて算定します。計量器は、託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者等が設置します。

(2)当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を WEB 会員サービスによりお客さまへお知らせします（使用開始後に当社より送付するご契約内容をお知らせする書面内に WEB 会員サービスの登録方法を記載しています。）。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。この場合、お客さまには、原則として、1 契約 1 料金算定期間につき 100 円（消費税等相当額別）を書面発行手数料として負担して頂きます。

(3)料金算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始し、または本供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または本供給契約終了日の前日を含む計量期間等の始期から本供給契約終了日の前日までの期間とし、日割計算をします。

5. 工事費等の負担

(1)当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、原則として、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けます。

(2)本供給約款 18（料金の支払義務および支払期日）(5)に定める当社の指定する会社の提供する後払い決済サービスにより、同社が発行する請求書を用いて、所定の方法により料金をお支払いいただく場合、事務手数料として 305 円（消費税等相当額別）をお支払いいただきます。

6. 電気料金等のお支払い

電気料金、延滞利息、工事費負担金その他の費用については、クレジットカード払いの方法によりお支払いいただきます。ただし、お客さまと当社がその他の支払方法について合意した場合には、口座振替、コンビニ払い、「後払い.com」決済サービスまたは「NP 後払い」決済サービスによりお支払いいただき、電気料金の支払期日を過ぎた場合は延滞した料金は、翌月に支払期日が到来する料金と併せてお支払いいただきます。

翌月の支払期日においてもなお延滞した料金が支払われなかった場合は、当該支払期日後、当社の指定する会社の提供する後払い決済サービスにより、同社が発行する請求書を用いて、所定の方法により支払う方法にてお支払いをいただくものとします。延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)を乗じて算定してえた金額とします。

7. 契約電力・契約電流・契約容量

各月の契約電力は、原則として、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

契約電流・契約容量は、当社と契約する直前の契約電流・契約容量とし、当社が、供給地点設備情報照会により取得します。供給地点設備情報照会上に契約電流または契約容量が登録されていない場合、当社の判断で、契約電力による契約（実量契約）に切り替えさせていただくことがあります。

8. 供給電圧および周波数

(1)供給電圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトもしくは 100 ボルトおよび 200 ボルト

(2)周波数

(北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内)

50 ヘルツ (ただし、新潟県妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)

(中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内、九州電力送配電管内)

60 ヘルツ (ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ)

9. お客さまの申し出による本供給契約の変更

お客さまが申込書に記載していただいた内容について変更を希望される場合は、すみやかに当社に変更の申込みをしていただき、協議の上、合意に至った場合は、新しい契約内容に変更することができるものとします。ただし、契約種別の変更は認められません。お客さまが契約電力等を新たに設定または契約電力等を増加した後に契約電力等を減少しようとする場合において、当社が当該一般送配電事業者等から料金または工事費負担金の精算を求められた場合、当社は、お客さまよりその精算金を申し受けます。ただし、将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

10. お客さまの申し出による本供給契約の中途解約

(1)お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめ 1 ヶ月前までに当社に当社指定の様式にしたがって通知していただきます。本供給契約は、次の場合を除き、お客様が当社に通知された終了期日に終了することとします。

イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の 1 ヶ月前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から 1 ヶ月後に本供給契約が終了するものとします。

ロ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者等が供給を終了させるための処置ができない場合は、本供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。

ハ 当社の責めとならない理由 (非常変災等の場合を除きます。) により供給を終了させるための処置ができない場合は、本供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。

(2)(1)の規定にもかかわらず、お客さまが当社に通知をせず、他の小売電気事業者または取次店に電気供給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関もしくは当該一般送配電事業者当該一般送配電事業者等から当社に終了の通知がされた場合、当該通知をもってお客さまの当社に対する終了通知として取扱い、電力広域的運営推進機関もしくは当該一般送配電事業者当該一般送配電事業者等から当社に通知がされた終了期日を終了日といたします。なお、当社は、当該通知の内容についてお客さまに確認をする場合があります。

(3)お客さまが、(1)による通知をされないで、その需要場所から移転された等、電気を使用されていないことが明らかとなった場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に本供給契約は終了するものとします。

(4)(1)によってお客さまが本供給契約の解約を希望する場合で、新たに契約電力等を設定した日または契約電力等を増加した日から本供給契約の解約日までの期間が 1 年未満の場合で当社が託送約款等にもとづき一般送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合、お客さまは、その金額を当社に支払うものとします。ただし、将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

(5)本供給約款37 (本供給契約の中途解約等) または38 (解除等) によって本供給契約が終了した場合、お客さまには、当社が定める期日までに契約切替手数料として3,000円 (消費税等相当額別) を支払っていただきます。

11. 当社からの申し出による本供給契約の解除等

(1)当社は、次の場合には、本供給契約を解除することがあります。なお、この場合、当社は本供給契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、あらかじめその旨をお客さまにお知らせするとともに、①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。また、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合

ロ 本供給約款 18 (料金の支払義務および支払期日) (5)に定める後払い決済サービスの請求書記載の支払期日を経過してもなお、お客さまが料金を支払わない場合

ハ お客さまが他の供給契約 (既に終了しているものを含みます。) の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ 本供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務 (延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本供給約款から生ずる金銭債務をいいます。) を支払わない場合

ホ 本供給約款 29 (供給の停止) によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ヘ ロ、二およびホに掲げるもののほか、本供給約款の条項に違反した場合

ト お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

チ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合

リ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ヌ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ル お客さまが本供給約款 45 (反社会的勢力との取引排除) (2)各号に該当した場合

(2)当社への電気供給契約のお申し込み後に、お客さまが、計量器の取り外し、スマートメーターではない旧計器メーターへの変更、またはスマートメーターの通信機能の取り外し等を行った場合は、当社は、電気供給契約を解除することがあります。なお、この場合、当社は本供給契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、あらかじめその旨をお客さまにお知らせするとともに、①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。

12. 違約金等

- (1)お客さまが次のいずれかに該当した場合であって、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- イ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
 - ニ お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用した場合
- (2)(1)の免れた金額は、本供給契約に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3)不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4)お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合であって、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合または当社が損害を被った場合、お客さまには、その賠償に要する金額を当社に対して支払っていただきます。

13. 本供給約款等の変更

- (1)当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の変更または法令・条例・規則等の制定もしくは改廃により、本供給約款を変更する必要がある場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本供給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本供給約款の内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本供給約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。
- (2)本供給約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、本供給約款等の変更に伴い、契約変更後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。
- イ 供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - ハ 上記にかかわらず、本供給約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび供給条件に関する契約変更後の書面交付をしないこととします。
- (3)お客さまと当社との間で本供給契約が成立した場合、本供給約款等、本供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

14. 託送約款記載内容の遵守

- (1)お客さまには、託送約款等における需要者に関する事項を遵守していただきます。
- (2)当社は、本供給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者等が需要場所への立ち入りが必要と認める場合、当社または当該一般送配電事業者等は、お客さまの承諾を得て需要場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または当該一般送配電事業者等の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3)(1)および(2)の他、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等のご連絡、施設場所の無償提供、電気工作物の無償使用、お客さまが施設した設備の無償使用、調査、保安などにご協力いただく必要がございます。本供給約款 23（需要場所への立入りによる業務の実施）から 28（保安に関するお客さまの協力）をご参照ください。

15. 損害賠償の免責

当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はお客さまが被った損害について、12 万円を超えた賠償の責めを負いません。

16. その他

- (1)お客さまが他の小売電気事業者(以下「旧小売電気事業者」といいます。)から当社に切り替えられると、旧小売電気事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合があります。詳細については、旧小売電気事業者にご確認ください。
- (2)当社または当該一般送配電事業者等が解約をし、または供給もしくは使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さままたは第三者が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がない場合は、当社は賠償の責任を負いません。
- (3)当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。

17. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名 称：株式会社 Qvou（小売電気事業者登録番号 A0773）
住 所：兵庫県神戸市中央区御幸通 6-1-20
電話番号：078-200-6668
受付時間：9:00～18:00（日曜、祝日、夏季休業、年末年始休業 は除く）
ホームページ：https://shijo-denryoku.com/

上限単価

電力エリア	上限単価
北海道電力ネットワーク管内	128.00円/kWh
東北電力ネットワーク管内	128.00円/kWh
東京電力パワーグリッド管内	128.00円/kWh
中部電力パワーグリッド管内	128.00円/kWh
北陸電力送配電管内	128.00円/kWh
関西電力送配電管内	128.00円/kWh
中国電力ネットワーク管内	128.00円/kWh
四国電力送配電管内	128.00円/kWh
九州電力送配電管内	128.00円/kWh

上限使用量

電力エリア	上限使用量
北海道電力ネットワーク管内	120kWh
東北電力ネットワーク管内	120kWh
東京電力パワーグリッド管内	120kWh
中部電力パワーグリッド管内	120kWh
北陸電力送配電管内	120kWh
関西電力送配電管内	120kWh
中国電力ネットワーク管内	120kWh
四国電力送配電管内	120kWh
九州電力送配電管内	120kWh

エリアプライスおよびエリア損失率

電力エリア	対象となるエリアプライス（税抜）	エリア損失率
北海道電力ネットワーク管内	北海道エリア エリアプライス	7.9%
東北電力ネットワーク管内	東北エリア エリアプライス	8.5%
東京電力パワーグリッド管内	東京エリア エリアプライス	6.9%
中部電力パワーグリッド管内	中部エリア エリアプライス	7.1%
北陸電力送配電管内	北陸エリア エリアプライス	7.8%
関西電力送配電管内	関西エリア エリアプライス	7.8%
中国電力ネットワーク管内	中国エリア エリアプライス	7.7%
四国電力送配電管内	四国エリア エリアプライス	8.1%
九州電力送配電管内	九州エリア エリアプライス	8.6%

エリア別託送基本料金相当単価 ※いずれも消費税等相当額を含みます。

エリア別託送基本料金相当単価		北海道	東北	東京	中部	北陸
実量契約の場合	1kWにつき	295.9円	226.6円	230.67円	214.5円	242円
	最初の6kWまで	—	—	—	—	—
	6kWを超える1kWにつき	—	—	—	—	—
SB契約または主開閉器契約の場合	1kWにつき	236.5円	166.1円	152.24円	137.5円	192.5円
	最初の6kWまで	—	—	—	—	—
	6kWを超える1kWにつき	—	—	—	—	—
SB契約または主開閉器契約の場合	SB契約：5A 契約電力0.5kW相当	118.25円	83.05円	76.12円	68.75円	—
	SB契約：15A 契約電力1.5kW相当	354.75円	249.15円	228.36円	206.25円	—

エリア別託送基本料金相当単価		関西	中国	四国	九州
実量契約の場合	1kWにつき	—	—	—	227.38円
	最初の6kWまで	290.4円	326.7円	363円	—
	6kWを超える1kWにつき	96.8円	108.9円	121円	—
SB契約または主開閉器契約の場合	1kWにつき	—	—	—	162.24円
	最初の6kWまで	240.9円	268.4円	297円	—
	6kWを超える1kWにつき	80.3円	89.1円	99円	—
SB契約または主開閉器契約の場合	SB契約：5A 契約電力0.5kW相当	—	—	—	—
	SB契約：15A 契約電力1.5kW相当	—	—	—	—

託送従量料金相当単価 ※いずれも消費税等相当額を含みます。

電力エリア	対象となる託送従量料金相当単価
北海道電力ネットワーク管内	8.24円/kWh
東北電力ネットワーク管内	8.58円/kWh
東京電力パワーグリッド管内	6.97円/kWh
中部電力パワーグリッド管内	7.91円/kWh
北陸電力送配電管内	6.83円/kWh
関西電力送配電管内	7.62円/kWh
中国電力ネットワーク管内	9.09円/kWh
四国電力送配電管内	8.82円/kWh
九州電力送配電管内	7.87円/kWh

容量拠出金相当単価（電灯）※いずれも消費税等相当額を含みます。

電力エリア	対象となる容量拠出金相当単価
北海道電力ネットワーク管内	132.64円/kW
東北電力ネットワーク管内	62.21円/kW
東京電力パワーグリッド管内	56.42円/kW
中部電力パワーグリッド管内	54.82円/kW
北陸電力送配電管内	62.04円/kW
関西電力送配電管内	60.63円/kW
中国電力ネットワーク管内	56.80円/kW
四国電力送配電管内	59.20円/kW
九州電力送配電管内	121.77円/kW

固定従量料金単価（動力） ※いずれも消費税等相当額を含みます。

電力エリア	単位	固定従量料金単価		
		託送費	サービス料	合計
北海道電力ネットワーク管内	使用電力量 1kWhにつき	4.46 円	5.0 円	9.46 円
東北電力ネットワーク管内		8.57 円		13.57 円
東京電力パワーグリッド管内		4.54 円		9.54 円
中部電力パワーグリッド管内		6.07 円		11.07 円
北陸電力送配電管内		4.69 円		9.69 円
関西電力送配電管内		4.69 円		9.69 円
中国電力ネットワーク管内		6.07 円		11.07 円
四国電力送配電管内		5.97 円		10.97 円
九州電力送配電管内		5.58 円		10.58 円

容量拠出金相当単価（動力）※いずれも消費税等相当額を含みます。

電力エリア	単位	対象となる容量拠出金相当単価
北海道電力ネットワーク管内	契約電力 1kWにつき	66.01円
東北電力ネットワーク管内		43.53円
東京電力パワーグリッド管内		53.88円
中部電力パワーグリッド管内		47.61円
北陸電力送配電管内		51.02円
関西電力送配電管内		65.49円
中国電力ネットワーク管内		56.59円
四国電力送配電管内		42.82円
九州電力送配電管内		93.13円